

# 令和5年第3回定例会都市経済委員会会議録

令和5年9月14日  
10時00分～11時10分  
全員協議会室

## 出席者氏名

大野みどり	委員長	村井 将重	副委員長
札幌 章俊	委員	油原 信義	委員
後藤 敦志	委員	寺田 寿夫	委員
鴻巣 義則	委員		

## 執行部説明者

副市長	木村 博貴	市民経済部長	菅沼 秀之
都市整備部長	落合 勝弘	都市整備部次長	橘原 剛
都市整備部参事	鈴木 聡	市民窓口課長	持田 優
商工観光課長	服部 淳	農業政策課長	秋山 正典
農業委員会事務局長	松崎 竜弥	生活環境課長	渡辺 一也
都市計画課長	仲村 真一	道路公園課長	石崎 清浩
下水道課長	石井 孝幸	道路公園課長補佐	北澤 哲也(書記)

## 事務局

副主幹 大森 由香

## 議 題

- 議案第5号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 工事請負契約について  
(4 繰国補社総交第25-1号佐貫3号線地盤改良工事(C工区))
- 議案第14号 市道路線の認定について
- 議案第22号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項
- 議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(和解に関することについて)

○大野委員長

皆さん、おはようございます。

開会前に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

【傍聴者 入室】

○大野委員長

傍聴者の方に申し上げます。

会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより都市経済委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第5号、議案第6号、議案第12号、議案第14号、議案第22号の所管事項、議案第27号、報告第1号の7案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に質疑は一問一答をお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り簡潔をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第5号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それではまず、議案書の5ページ、新旧対照表も5ページとなります。ご覧ください。

議案第5号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の一部改正は、デジタル庁及び総務省では、デジタル社会の実現に向けた重点計画の政府方針に基づき、マイナンバーカードの機能、電子証明書のスマートフォン搭載の実現に向けた取組を進めておりますが、今年5月11日からマイナンバーカードの保有者に対し、マイナンバーカードと同等の機能を持ったスマホアプリのダウンロードサービスをまずはアンドロイド携帯から開始しております。

これに伴いまして、年内には、コンビニ等に設置してあります多機能端末においてマイナンバーカードに加え、スマートフォン、移動端末設備に搭載された電子証明書でも印鑑登録証明書等の取得が可能となりますことから、龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○大野委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○大野委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第6号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書及び新旧対照表ともに6ページをお願いいたします。

本条例は、地方自治法の一部改正に伴いまして、条例における引用条項にずれが生じますことから条文を改正するものであります。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

第5条の議会の同意を要する賠償責任の免除の条項につきまして、地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の第8項の規定を引用しているところ、法改正により地方自治法第243条の2の次に指定公金事務取扱者等の規定として新たに6条が追加され、既定の条文がそれぞれ繰り下がり、条例における引用条項のずれが生じるため、その改正に対応するものでございます。

なお、本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日に合わせまして、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○大野委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第6号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第12号 工事請負契約について（4 線国補社総交第25-1号佐貫3号線地盤改良工事（C工区））、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第12号 工事請負契約についてでございます。

議案書の37から42ページをお開きください。

これは市道第1-380号線、佐貫3号線の道路改良工事、今回は地盤改良工事で延長が120mということですが、こちらの改良工事につきまして請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、その契約金額が1億5,000万円以上となるため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容等につきましては、ご案内の通りでございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札幌委員。

○札幌委員

今回、地盤改良で盛土して地盤を上げるということだと思んですけど、現状の地盤をそのまま利用して盛土だけで対応するっていう選択肢はなかったんでしょうか。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

資料の地盤改良工平面・縦断図というものになるんですが、そちらをご覧いただきたいんですけども、41ページですね。

下段の方のボーリング調査をしたものです。

これは地中を横から見ている、延長を横から見ているような形になるんですが、A<sub>p</sub>・A<sub>c</sub>・A<sub>s</sub>ってあるんですけども、軟弱層が大体10m以上ありまして、ほぼN値といって支持力が0のような状態です。昔まで水田だったもので、ほぼ道路盛り土をしたらそのまま崩れてしまうような形のため、セメントを混ぜて深層混合処理を行うような地盤改良をしないと道路の構築ができないということで、これでも必要最低限の工事となっております。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

後藤委員。

○後藤委員

1点だけ教えてください。

工事の予定価格と落札率だけ教えてください。

○石崎道路公園課長

まず、予定価格の方ですが、税抜1億5,317万円です。税込ですと1億6,848万7,000円となりますので、議案の方に掲載している契約金額と比較すると、税込の方との比較になるかと思えます。

落札率については、96.5%となっております。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

【なし】

○大野委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第12号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第14号 市道路線の認定について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第14号 市道路線の認定についてでございます。

議案書の46から48ページをお願いいたします。

これは、龍ヶ崎市字寺後地内頼政通り沿いにおける開発行為で宅地分譲11区画の開発行為により整備されました道路につきまして、本市に帰属されましたことから、これを市道として認定し適切な管理を行おうとするものでございます。

認定しようとする道路の路線名、道路の起点及び終点並びに延長及び幅員につきましては、ご案内の通りでございます。

また、認定しようとする道路の起点、終点の位置関係につきましては47、48ページの参考資料の通りでございますが、これではちょっと見づらいということで本日、お配りさせていただきました別紙の図面の方でご確認いただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野委員。

○札野委員

差し支えなければ、認定道路の開発業者の法人名を教えてください。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

開発事業者の法人名についてです。

株式会社新昭和です。

○大野委員長

札野委員。

○札野委員

それから、この幅員が6 mから8 mとあるんですけど、図面で見ると奥のところは8 mになって、車の展開ができるということよろしいですか。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

議員より質問の通りでございます。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

消防車に関しては、大丈夫な範囲になってるということで。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

ニュータウンの街路等におきましても6mの道路が一般的となっておりますので、特に問題はないかと思えます。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

油原委員。

○油原委員

市道認定の考え方、ちょっと古いんで、よく教えてください。

基本的に昔は、行き止まり道路は認定しないんですよ。ただ、その後ここに張り付いた人たちがもう管理しきれないといういろんな形の中で行き止まり道路でも認定しよう。それには、幅員とかいろんな条件があると思いますけど、そういう経緯になったんだろうと思いますけれども、基本的に今の市道認定の考え方ってどうか、基準について教えてください。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

こちらについては、市街化区域の中の500㎡以上の開発ということで開発行為に該当するというものです。開発行為の許可という内容になってまして、その基準の中で、行き止まり道路については、道路の延長が35mを超えるようなもの場合には、転回部分を設けなさいと。いくつかのパターンが設けられていて、今回はこのような1辺が8mの正方形内の転回場を設けるという規則になっています。これが35m以下であれば転回場は必要ないんですけど、これは35m超えますのでそういった転回になっていて、道路の幅員は原則6mという基準の中で開発行為は許可をしてるという状況です。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

最終的に市が認定すれば市が管理をするということで、昔ながらの開発行為でやったとこなんて、今側溝を直してくれよとかそんな要望があって行くと市道認定になっていない。ですから、昔の小さい側溝とか一つの市道認定の基準にはなっていないだろうと。行き止

まりだって、いまだに市道ではないということですよ。一つの基準があって、市道認定は6m、延長35m以上は、回転広場みたいな基準があるということで分かったんですけど、大規模開発の場合、ニュータウンの中でもありますよね。この開発をするときに道路認定とかすべてするわけですが、開発行為の中でなのか。要するに、義務教育施設の負担金みたいなやつを取っていたんですよ。家が入れば学校にもいろいろ影響があるだろうと。そういう観点から、こういう開発事業者に対して道路はずっと市が管理するしかないわけですから、そういう意味では一部道路管理料的なものを私は要求してもいいんだろうと。義務教育施設負担金的な話の中で、道路の管理料として将来的な管理料として、維持管理費として、負担を求めるといようなことは、私はあってもいいのかなと思うんですが、今大規模開発については義務教育の施設負担金があるのか。また、こういう小規模でも当然家が建って子どもたちも増えるということであれば、そういう負担金があるのか。あとは道路はないですけど、今後そういう道路の維持管理費として開発業者に求めていくというような考え方がないのかお聞かせください。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

開発業者への負担金ということですが、現時点ではそのようなものは求めてないのですが、近隣市町村の状況なんかを確認しながら、検討させていただきたいと思います。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

大規模な開発ということなので、イメージすると佐貫の駅東の区画整備であるとか、URの開発のようなことについて負担金というふうなことなのかと思って、そこで回答させていただきまますけど、区画整備をやるにあたっては公共施設管理者等負担金ということで、その事業に対して公共施設についての負担金を求めることができるとされているということだったとちょっと今記憶してるんですけど、その中で事業を実行するにあたって、事業者と調整が図られるものであると思いますので、今後あのレベルの宅地開発が行われることはなかなか難しいのかなと思います。なので、実際にそういう開発が起こる時には、そういった事業者と協議をしながら進めていかなければならないのかなと思っております。

ただ、例えば、市街化区域の中で500㎡以下の開発ということであれば、これについて市街化区域は市街化を促進する地区でございますので、それ以上の負担金は今のところ考えておりません。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

例えば、後藤議員が住んでる松ヶ丘。あれは、トヨタハウスかな。100個ぐらいですよ。大規模っていえば大規模。あの辺は要するに、義務教育施設とか公共施設負担金を求めたのかどうかお聞かせください。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

負担金という形では求めてはおりません。

協議の中で例えば道路の形状であるとか、公園はどうしましょうとか緑地はどうしましょうっていう協議は庁内各課と調整して事前協議に基づいて手続きを進めています。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

そういう開発行為に対して、協議は当たり前の話。

ただ、負担を求めているのかどうかということは、求めてないということですね。

○仲村都市計画課長

負担金は求めておりません。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

鴻巣委員。

○鴻巣委員

宅地開発の小さいところで道路も住民しか使わないから問題はないんだろうと思いますけど、例えば市の道路だったら砂利をどのぐらい入れて、何入れてとかって全部アスファルト、コンクリートのやつやるよね。それは調査したんですけど、例えば、開けてとか掘ってとか、脇からとか。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

道路の構造に関しましては、事前協議の段階で、こちらの方から舗装構成を指定しております、一般の市道と同一の舗装構成で構築しております。

○鴻巣委員

その確認はどうなってるのかってこと。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

地盤の調査につきましては、一般の市道でも基本的にやっていないので、こちらの規模の開発については実施を求めておりません。一般的な構造で作成してもらって、最後に完了検査、写真等で施工の方、厚さとかを確認しております。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

普通の道路で写真で確認って、それをやってるかっていうことで聞いたんだけど、やってるってことで。

○大野委員長

他ありませんか。

【なし】

○大野委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第14号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第22号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それではまず、別冊1の1ページをご覧ください。

議案第22号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,589万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ291億1,399万5,000円とするもので、併せて、債務負担行為、地方債について補正するものでございます。

6ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加の農業公園豊作村管理運営業務委託契約1億164万円、廃止の農業公園豊作村農業ゾーン管理運営業務委託契約（令和5年度）8,378万7,000円についてでございます。

農業公園豊作村の農業ゾーン管理運営業務委託（令和5年度）につきましては、当初予算において債務負担行為を計上していたものですが、交流ゾーン内の湯ったり館の運営方針決定まで施設を休館することに伴い、湯ったり館を除く運動広場の管理運営や施設植栽等の維持管理に必要な最低限の費用について追加し、農業ゾーン・交流ゾーンを一括して農業公園豊作村管理運営業務委託として改めて追加計上するものでございます。

次のページをご覧ください。

第3表、地方債補正の変更でございます。

表の上から2段目、地方道路等整備事業でございます。

こちらにつきましては、道路改良事業の増額分1,132万円及び道路橋梁費補助金の道路メンテナンス事業費橋梁長寿命化修繕計画分の内示額が減額となったことに伴う財源振り替え、これは78万円ですが、これにより1,100万円の増額となったものでございます。

続きまして、歳入でございます。

10ページをお開きください。

4 枠目の15国庫支出金で目が1 総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費です。

1,367万7,000円の増額でございますが、これは今回歳出で要求している個人番号カード普及促進費に対する国庫補助金でございます。補助率は対象経費の10分の10となっております。

上から四つ目の表の4段目の土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金でございます。

地方債補正の変更でご説明をさせていただきましたが、道路橋梁費補助金の内示額に合わせまして、78万円を減額するものでございます。なお、減額分につきましては市債に振りか替えしております。

11ページをお開きください。

二枠目の16県支出金です。

目が5 商工費県補助金の災害対策融資資金利子補給費64万8,000円の増額についてです。

令和5年度梅雨前線による大雨及び台風2号に伴う災害に対し、経営の安定に必要な資金繰りを支援するため、茨城県災害対策融資特例制度にかかる利子補給をするものでございます。その一部が茨城県より補助されるものです。

一枠飛びまして18寄付金の目が1 寄付金、ふるさと龍ヶ崎応援寄付金8,000万円の増額についてです。

後でご説明いたします歳出とも連動しますが、ふるさと納税のさらなる増額に向け、ポータルサイトを四つ増設することに伴い、給付金の増額を見込み、計上するものでございます。

次の12ページをご覧ください。

21諸収入です。

目が3 雑入の多面的機能支払交付金返還金30万円の増額についてです。

これは令和4年度事業として実施した千秋小関地区において交付単価を継続単価に修正することと、下岩崎地区において耕作放棄地解消が困難になったことによる返還が生じたため、活動組織からの返還金として計上するものでございます。

○落合都市整備部長

次の枠になります。

市債でございます。

上から2段目の地方道路等整備事業債でございます。

こちらにつきましては地方債補正の変更でご説明しました通りでございます。

15ページをお開きください。

2 総務費です。

目が8 出張所費の西部出張所管理運営費72万6,000円の増額です。

これは西部出張所のトイレ老朽化に伴い、3か所あるトイレのうち多目的トイレ1か所を改修するものです。洗浄付トイレの更新及び入口扉の改修を行います。

次、下段の目が10地域振興費のふるさと龍ヶ崎応援事業3,918万3,000円の増額です。

これは歳入でも触れましたが、ふるさと納税のさらなる増額を図るためポータルサイトを四つ増やすことに関する返礼品代金である報償費、ポータルサイトにおけるクレジット

カード決済等に係る手数料、ポータルサイトの利用に係る委託料、その他消耗品の購入費用を計上しております。また、ふるさと納税業務に関する先進地視察研修にかかる職員の旅費も計上しております。

次のページ、16ページをお願いいたします。

目が14基金費のみらい育成基金費4,707万1,000円の増額です。

これは今回の補正予算に伴い、歳入のふるさと龍ヶ崎応援寄付金から歳出のふるさと龍ヶ崎応援事業の経費などを差し引いた額をみらい育成基金として積み立てるものです。併せて令和4年度の給付金のうち、ふるさと龍ヶ崎応援寄付条例の規定上、同年度中に積み立てることができなかった625万3,766円を積み立てるものです。

次のページです。

下段の目が1戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費43万4,000円の増額です。

こちらは、ご当地婚姻届及びご当地命名書作成にかかるデザイン、印刷費用等でございます。

婚姻届は提出用、控え用の2枚組、控え用を綺麗に保管するクリアホルダーも作成する予定でございます。

次の個人番号カード普及促進費、1,367万7,000円の増額です。

これはマイナンバーカードの臨時窓口設置に伴うインターネット回線導入関連の費用及び窓口案内システムの賃借料、またマイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、未申請者に対しての働きかけや高齢者施設、企業等にアプローチし来庁や外出が困難な方への申請支援を行うための業務委託費用です。これらの費用につきましては歳入で計上しております国庫補助金の対象経費となっております。

25ページをお願いいたします。

2枠目の6農林水産業費です。

目が1農業委員会費の農業委員会事務費53万3,000円の増額です。

これは令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の改正によって、地域計画が同法に位置付けられ、令和7年3月までに策定公表することとなりました。この地域計画では、新たに10年後の目指す地域の農地利用を示した目標地図の作成が義務付けられ、この目標値数素案作成に農業者等の意向把握が必要であることから、返信用封筒の印刷及び郵送料を計上するものでございます。

一枠飛びまして、目が5農地費の土地改良助成事業、22万6,000円の増額です。

これは令和4年度事業として実施した千秋小関地区において交付単価が継続単価に修正することと、下岩崎地区において耕作放棄地解消が困難となったことによる返還が生じたため、活動組織からの返還金として控除いたします。

次の枠の目が1林業振興費の市民環境贈与税基金費176万5,000円の増額です。

これは国から剰余される森林環境贈与税の積立金ですが、令和4年度に剰余された歳入額から同年度に支出した森林整備等の事業費歳出額を引いた残額を積み立てることとなります。



て、大規模公園費用を大規模公園費用対効果分析手法マニュアルに基づきまして、当該事業の費用対効果を評価する必要が生じたため、委託料としまして481万8,000円を増額するものでございます。

29ページをお開きください。

上から2段目の表になります。下水道事業会計繰出金でございます。

こちらにつきましては、板橋大塚町地区浄化センター設備の老朽化に伴う修繕費の増、職員給与費の増等により下水道事業会計への補助金499万8,000円を増額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野委員。

○札野委員

市長が新たに事業にされている新婚家庭に対する対応として、新たに婚姻届を刷新するってというような内容のことでよろしいのでしょうか。

○大野みどり委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

これは、3月の議会の時に大野みどり議員から一般質問がありまして、最近いろんな自治体でご当地の婚姻届であるとか、あとお子さんが生まれた時の出生届を出したタイミングで命名書っていうものをお配りしてるって話がありまして、龍ヶ崎でもそういったことをどうですかという一般質問がありまして、それに対応しまして龍ヶ崎市でもぜひ、こういったことやっていきたいということで、今回、予算の方を要求した形になります。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

後藤委員。

○後藤敦志委員

2点お聞かせいただきたいと思います。

最初に15ページのふるさと龍ヶ崎応援事業についてお伺いします。

委託料の方で、ポータルサイトを四つ増やすというお話でした。増えるポータルサイトが具体的にどこなのか教えていただきたいのと現在、この四つ増えることで全体で何件のポータルサイトを利用することになるのか教えてください。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部商工観光課長

今回、増えるサイトなんですけど、ふるなびとJAL、ANA、JREこの四つが増設するポータルサイトになります。併せまして、これまで運営しているポータルサイトが、さとふる、楽天、ふるさとチョイスになります。合計七つになります。

○大野みどり委員長

後藤委員。

○後藤敦志委員

これまで三つだったのが四つ増やして七つと倍増以上ということなんですけど、ポータルサイトが増えることによって、職員さんの事務の負担量っていうのはどれくらい増えるものなんでしょうか。

○大野みどり委員長

服部商工観光課長。

○服部商工観光課長

職員の事務が増えるというのは、具体的に特にそんなに多くはないんです。というのは、さとふるさんの方で、おまかせ楽々サービスというものをやってまして、そこで一挙に業務、商品の管理だったり、サイトの運営だったり、こういったものをまとめてやる代行サービスがありまして、これを利用してますので、特にそんなに大きく増えるというのはございません。

○大野みどり委員長

後藤委員。

○後藤敦志委員

おまかせ楽々サービスについて、決特の方でもご説明いただいた点だと思うんですけど、私、他の自治体のふるさと納税の担当者の方に以前お聞きしたことがあって、さとふるのおまかせ楽々サービスを利用することによって、さとふる以外のポータルサイトの在庫管理が良くできてないというよりは、さとふるのおまかせ楽々サービスの設定といいますかシステムの仕様なんですかね。要するに、他のサイトには在庫があるのに、さとふるのおまかせ楽々サービスをかませることによって、機会損失、要するに売り切れになってしまって、本当だったら楽々サービスをかませなければ直接他の例えば、ふるなびであるとか、ふるさとチョイスであるとかそういったところでは在庫が表示されてるのに、このサービスをかませることによって在庫がないように表示されてしまって結果として売り逃し、寄附していただけない機会損失に繋がっていると。私のお聞きした自治体の担当者は、もう真っ先にこれを切ったことによって、かなり寄付金の金額が増えたというような昨年そういうお話をお聞きしたことがあるんですけど、そういう状況って把握されてますか。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部商工観光課長

今の後藤議員がおっしゃったような事例というのは我々の方では、あまりそういうのは確認できていないんですが、1点もの、例えば、カガミクリスタルさんのこの商品しかないというものは、さとふるさん優先で出しているということがございます。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

わかりました。

ちょっと私ももう1回確認したいと思うんですけど、担当課の方でも、もしちょっと事務量増えてしまう、楽々サービスが使えないと職員の皆さんの事務量が増えてしまうんですけれども、そちらの自治体ではそのことによって具体的に寄付金の金額が増えたというような事例があったとお聞きしてますので、その辺調べていただければと思います。

ふるさと納税は以上です。

もう一点、28ページの公園費の森林公園リニューアル事業です。

委託料として、PFIの導入可能性調査、費用対効果を測定しなければいけないということで、この調査にかかる期間がどれぐらいかかるのかというのと以前、全協でもご説明していただいたと思うんですけど、全体のリニューアルのスケジュールにどれほど影響が出てくるのか、リニューアルオープンの予定というのは当然ずれ込んでしまうのかなと思うんですけど、どれぐらいずれ込んでしまうのかお解りになれば教えてください。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

まず、費用対効果の期間ということでございますが、基本的にだいたい3か月程度というようなことでお聞きしております。

リニューアル事業の今後のスケジュールでございます。

現在、公募の方開始をしております。

8月7日から開始をしております、質問期間とか現地説明会とか、そういったものを行いまして提案書の受付を9月19日から9月26日で予定をしております。挙がってきたものに関して一次審査・二次審査を行いまして、二次審査が10月の中旬頃を予定しております。その後、11月頃に基本協定を結びまして、詳しい設計内容等につきまして実施協定というのがございますので、12月に結んでいくと。その後、公募対象施設とか特定公園施設というものがあるんですけど、工事に入っていくというようなところでございます。

用地に関しましても、今現在、土地評価と不動産鑑定の結果が出ましたので、今土地所有者の方へ訪問が始まっているということでございます。

費用対効果でやったことに対して、スケジュールに影響が出ないかということであると思うんですけど、実際の費用対効果っていうのが国の要望が概算要望・本要望っていうのがございまして、本要望がだいたい12月頃、12月から1月になるんですけど、それまでに費用対効果の数字を出しなさいっていうのが国の方から来ておりまして、今から発注しますと遅れることは今の予定でないかなと考えております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤敦志委員

費用対効果を図るのが国の補助の要件ということだと思ってしまうんですけど、通常のPFIですとPFI導入可能性調査ということで、その費用対効果VFMが10%ぐらい出るよと。じゃあ、PFIでやりましょうっていう手続きを踏むと思うんですけど、今のお話ですと、

基本的にはもう同時進行になってしまっていると思うんです。基本的には費用対効果、その国の基準を満たす費用対効果が出るという前提だと思うんですけど、その辺っていうのは同時進行で大丈夫なのかなっていうのが気になったんですけど、いかがでしょうか。

○橘原都市整備部次長

費用対効果というのは、基本的には新規でその場所に公園を作りましょうといった場合に当初にその費用はどうなんだろう、そこに作って要するに効果があるだろうかということをやるといのがありまして、あと事業自体が始まって5年以上経ったものでまだ進んでないものとか、そういったものに関しては再評価をなさいってということがあるんですね。その辺には該当しないんですけど、近年、国の方で補助金を配分するにあたって、重要な国でやってる施策とか、あと官民連携事業とか、あとは国土強靱化の取組の事業とかっていうものに関しては、優先的に補助金を渡していきますよっていう流れがありまして、そういった事業に関しては基本的には費用対効果を算出してやりなさいというのが県とヒアリングした中で、そういう話が出てきたものですから、同時進行ということになっている状況でございます。

費用対効果ということで、基本的に出るか出ないかというようなお話だと思うんですけど、基本的には施設の更新とかそういった部分も含めて、自然を生かしたとかを含めた中では基本的には出るというふうに担当としては考えております。

○大野委員長

他にございませんか。

油原委員。

○油原委員

ちょっと細かいんですけども、27ページ。

道路新設改良費の道路改良事業の委託料について、それから、今の質問と同じ481万8,000円の森林公園リニューアル事業ですね。

道路改良については、この委託料の内訳をお聞かせいただきたいということと、多分、この中には実施設計みたいな実施計画とか実施設計料とか入ってくるんだろうか。

この森林公園の委託料については、これはまともに委託料だから、何ていうか、コンサル料なんだろうと。この480万。

両方の積算根拠を教えてください。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

まず、道路改良事業の補正額の内訳と根拠ということでございます。

補正額が1,132万円となっておりますが、うち、委託料は830万円を計上しております。

そのうち、不動産鑑定につきまして220万円を計上しておりますが、こちらにつきましては不動産鑑定の報酬額というのが一律に決まっておりますので、そちらを参照しております。

続きまして、登記費用につきましては、そのうち40万円を計上しております、これにつきましても分筆登記に要する費用でございます、土地家屋調査士協会との協定額による単価の積み上げを計上しておりますのでございます。

続きまして、境界確定業務も土地の買収に必要な最初に境界を確定するものでございまして、同じく土地家屋調査士協会との単価の協定を参照しております。

続きまして、実施設計につきましては、今の設計を一部見直すという形になるんですが、それにつきまして元設計のコンサル担当会社から設計の追加のお見積もりを頂戴しているところでございます。

道路につきましては、以上でございます。

○橘原都市整備部次長

公園の委託料につきましては、ご説明申し上げます。

こちらの費用対効果分析業務委託でございますが、先ほど部長の方から説明がございましたが、大規模公園費用対効果分析手法マニュアルというものが国から出されておりました、それに基づいて項目等が決まっております、それに対して2社の業者の方から見積もりをいただきまして、安価な方を今回計上をしているところでございます。

○油原委員

ありがとうございました。

あともう1点は、債務負担行為補正です。

湯ったり館の件ですが、要望ということで議員間の中でもいろいろと話が出ており、そういう中で休館・廃館の話とか、あの施設を民間活用という活力でできないかというような意見もあります。

あとは、跡地利用の話とかいろいろ出ておりますけど、進め方として少し乱暴にボンと出てきますので、議員も少し戸惑っているというのがありますから、民間であると民間活用で云々というような形であれば、事前にサウンディングはしてないけれども、いろいろ話は聞いたよということではなく、そういうことをきちんとサウンディングして結果こうですよというような形の中で結論付けをしていくというようなことをしないと議員さんの理解は得られないと思います。

少しくらい乱暴です。いきなりというようなやっぱりそういう手順というのが基本的にはあまり好ましくないというふうに思いますので、今からでもやはりきちんと議員さんからのいろんな意見が出る。そういう中でやっぱりこうだからこうでしたとかという形の中で一つの方向付けをきちんと出していきたいなと思います。これは要望です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

【なし】

○大野委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第22号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

それでは、議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

別冊2の1ページ目をお開きください。

この補正予算につきましては、板橋・大塚地区浄化センター設備の老朽化に伴う修繕費の増額、地蔵後中継ポンプ場の緊急出動委託費の増額、下水道使用料に係る過誤納還付金の増額、職員の人事異動による給与費の増額とこれら支出の増額に対する補填財源としての一般会計補助金収入の増額が主な内容となっております。

まず、第2条 収益的収入及び支出でございます。

以降、議案の26から28ページの補正予算明細書も併せてご覧いただければと思います。

収入につきましては、第1款 公共下水道事業収益の第2項 営業外収益について職員の人事異動に伴う給与費の増額その他、資本的収入に計上されております。

下水道事業債特別措置分元金償還金に対する一般会計からの補助金の一部につきましては、収益的収入の組み替えによる他、会計補助金の増額、過誤納還付金の増額、地蔵後中継ポンプ場緊急出動委託費の今後の緊急対応時間見込みに伴う増額により一般会計補助金4,682万8,000円を増額するものであります。

次に、第2款 農業集落排水事業収益の第2項 営業外収益について、職員の人事異動に伴う給与費の増額及び板橋・大塚地区浄化センター設備の老朽化に伴う修繕費の増額により一般会計補助金379万3,000円を増額するものであります。

次に支出につきましては、第1款 公共下水道事業費用の第1項 営業費用について、地蔵後中継ポンプ場緊急出動委託費の増額及び職員の人事異動に伴う給与費の増額により47万5,000円を増額するものです。

次に第3項 特別損失につきましては、過年度分下水道使用料の過誤納による還付対象件数の増加に伴う還付金の増額により、25万3,000円を増額するものです。

次に、第2款 農業集落排水事業費用の第1項 営業費用について、板橋・大塚地区浄化センター設備の老朽化に伴う施設維持修繕料の増額及び職員の人事異動に伴う給与費の増額により、379万3,000円を増額するものであります。

次に2ページをお開きください。

第3条 資本的収入及び支出でございます。

収入は、第1款 公共下水道事業資本的収入、第2項 他会計補助金について、職員の人事異動に伴う給与費の増額その他、下水道事業債特別措置分、元金償還分に対する一般会計からの補助金のうち、平成20年度借入れに係る最終年度償還分につきましては、繰出

基準に基づき、一般会計からの補助金を償還財源として予算計上している一方で、この償還分については別途企業債である下水道事業債特別措置分、借換分でも償還に対する財源措置をしているため、他会計補助金を合計で4,562万3,000円減額しまして、一般会計からの補助金総額としては必要額でありますことから、下水道事業債特別措置分、元金償還金充当分額、元金償還金充当分額相当額を収益的収入の他会計補助金へ組み換えをするものであります。

次に支出は、第1款 公共下水道事業資本的支出の第1項 建設改良費について、職員の人事異動に伴う給与費の増額により47万7,000円を増額するものであります。

次に第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第5条の他会計からの補助金並びに第6条の利益剰余金の処分につきましては、今回の補正予算に伴い、それぞれ改めようとするものでございます。

また、3ページ以降の補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表、令和5年度中期補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う議決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、こちらもご参照いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

○大野委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第27号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書の60ページから61ページをお願いいたします。

これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年6月5日午後7時頃、龍ヶ崎市駒馬町3170番地先の市道第2-213号線において、当該道路の舗装部に生じた段差により千葉県印西市に在住の方

が所有する軽乗用車のタイヤを破損させた事故に関する損害賠償補償額の決定及び和解について、市の過失割合40%相当分の損害賠償額を2,400円とし、和解が成立したものでございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野委員。

○札野委員

毎回こういった専決があつて、額は大したことないんですけど。

要は、市外に在住の方から市の道路の管理が悪いから、パンクしたから賠償してくれ、簡単に言えばこんなようなことだと思ふんですけど、それに応じて、例えば、速度制限何キロのところを何キロで走ってたとか、こういう状況下において、どうしても不可抗力だつていうふうには認められるような事象になつてるのかどうかお聞きしたいんですけど。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

本件につきましては、タイヤの交換費用を双方の保険会社の方で定めた過失割合に応じて支出しているものであります。過失割合については、保険会社間でいろいろ状況等を見極めながら算定しているもので、私どもの方で過失割合を決めているわけではないので、その事実の認定等については、当市の方ではできていない状況でございます。

○大野委員長

札野委員

○札野委員

ということは、これは警察は入っているんですか。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

警察の方は入っていると思います。

○大野委員長

札野委員。

○札野委員

今回、額少ないんですけど、以前にすごい高価なタイヤで30万ぐらいの請求があつたかと思ふんですけど。あの時にも、ちょっと釈然としないというか、どうなのかなつていう市としてはですね。やっぱり、そこら辺をきちつと決めていただいて、警察に届出をしてもらふ。過失が市の割合としてどうなのかってちゃんと判断をしていただいた上で確かにそれに携わる人的な経費つていいですか、時間的に割かれたりとか大変なことなのかもしれませんけど、やっぱり税金、市税で支払われることを考えると、ちゃんと立て分けをしてもらいたいなど。払うものは払うけど、本人の過失によるものに関しては、払えないと

いうところの基準をもっと明確にさせていただく必要があるんじゃないかなと思っておりますので、ご検討を今後お願いしたいなと思います。意見です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

油原委員。

○油原委員

こういう意見は実に多くて、どんな形でも道路管理者が悪くなるのは、悪いんですけども、ただ、前は道路管理事務所ですか。常に常温の合材積んでグルグルグルグル回ってる。穴開いてたら埋めるとか。やっぱり、こういうことを道路管理者として、そういうグルグル回ってちょっと穴開いてるとか常温合材で大きくなれば、後で工事するとかそういうことを今は何もやってないような気がするんですが、お伺いいたします。

○大野委員長

石崎道路公園課長。

○石崎道路公園課長

道路の維持管理につきましては、直営の施設管理事務所の職員の方で現場作業の方は、人員削減等もありまして、道路の維持管理・剪定・除草・保守なんかについてやっているんですが、それとは別に道路パトロールの方を週1程度1人で巡回しながら先ほど油原議員の方からありました常温のアスファルト合材を持ち歩いて直しながらパトロール、道路・路面に限らず、街路樹が立ち枯れしているとか、除草が繁茂しているとかそういったものを全般的に見回りながら、逐一保守の方対応しているところでございます。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

そういう努力をしていただいているということでもあります。

でもその結果、結構穴だらけの道路がいっぱいありますよ。

だから、現実的に見てるのかなという気がいたしますよね。

少し気合い入れて現場見てくださいよ。

○大野委員長

他に。

【なし】

○大野委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これもちまして都市経済委員会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。